

平成 29 年度 豊岡市空き店舗等開業支援事業 概要

1 制度の目的

市内における空き店舗、空き家及び空き民宿等を活用した開業を促進することにより、市内の空き店舗等の増加を防ぐとともに、地域経済の活性化を図る。

【開業資金補助】 予算の範囲内で出店に必要な店舗改修工事費および販売促進費の一部を助成。

- ①助成額：10万円～100万円（対象経費(税込)の2分の1以内・千円未満切捨て）
- ②申請時期：事業着手前
- ③事業実施時期：交付決定後、平成30年2月28日(水)まで(支払等も完了すること)
- ④支払時期：開業後及び実績報告の確認が終了後

（実績報告は平成30年3月12日(月)までに完了すること）

注1) 工事については市内事業者を利用すること。

注2) 予算が上限まで到達した場合、募集を終了します。

2 補助対象者

市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して店舗を開業し、平成29年4月1日～平成30年2月28日に開業届を提出し、補助対象事業を完了する中小企業者（みなし大企業をのぞく）。

または、市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して新たな店舗（2店舗目も対象、移転は対象外）を開店させる中小企業者（みなし大企業をのぞく）。

3 条件

- (1) 補助対象は、豊岡市内の空き店舗、空き家、空き民宿等を使って開業を行うもの。市外に本店を持つ法人にあっては市内に在住（予定）従業員が1名以上いること。
- (2) 空き家、空き店舗、空き民宿等は1ヶ月以上利用者がいない状態の物件をいう。
- (3) 営業は1週間に4日以上、3年間以上行う計画であること。
- (4) 市税等の滞納が無いこと。
- (5) 市内の既存店舗からの移転でないこと。
- (6) 生計を一にする者または三親等以内からの賃借、買取でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更正又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員で無くなった日から5年を経過しないものの統制の下にない法人等であること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を行うものでないこと。
- (10) 公序良俗に反する可能性のある事業内容が含まれないこと。
- (11) 申請年度内に事業が完了すること。
- (12) 開業後、豊岡商工会議所または豊岡市商工会の会員となること。

4 補助対象業種

- (1) 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に掲げる分野。
小売業、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブ、配達飲食サービス業を除く。）、
宿泊業（下宿業、その他の宿泊業を除く。）及び生活関連サービス業で地域のにぎわいづくりに
適したもの。
- (2) 単なる事務所（ネット販売専門店舗含）は補助対象外です。

5 補助対象経費

本補助以外の補助金を受けようとする場合、その補助金額は補助対象外とします。

- (1) 店舗改修費
【対象となる経費例】 店舗改装・バリアフリー化、トイレの改装工事、水道・排気・電気工事、
固定される備品等
※市内事業者に発注したものに限り
- (2) 販売促進費
【対象となる経費例】 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、ホームページ制作費、
展示会出展費用等
※上記に係る費用のうち、外部に支払うものに限り

6 補助率等

補助対象経費(税込)の2分の1以内、10万円以上～100万円以内(千円未満切捨て)とします。
また、他の補助金等を申請または申請予定の場合、その補助経費を控除した額の2分の1以内
とします。

7 応募件数

同一者の応募は、1件とします。

8 申請に必要な書類

(1) 開業資金補助金

申請時	補助金請求時
①豊岡市空き店舗等開業支援事業申請書（様式第1号）	①実績報告書（様式第4号）
②事業計画書及び収支予算書（様式第1号-2） 図面及び地図を含む	②開業が分かる書類（開業届写し等）
③登録住所地における過去3年間の市民税納税証明書（法人の場合は法人市民税）（原本）	③店舗賃貸借（売買）契約書（写し）
④店舗賃貸借または売買に係る見積書（写し）	④補助対象事業にかかる見積書、契約書、請求書、 振込控（写し）
⑤店舗の改装および販売促進に係る見積書（写し）	⑤工事前後写真
⑥他団体等に申請した（しようとしている）補助金等申請書類または交付決定通知（写し）	⑥チラシ等の成果物
⑦誓約書	⑦住民票の写し（市外に本店を持つ法人の場合）
⑧直近の決算書（2店舗目開業の場合）	⑧他団体等に申請した補助金等申請書類または 交付決定通知（写し）（申請時未提出の場合）
	⑨請求書（様式第6号）

*別途、必要書類の呈示を求める場合があります。

9 注意事項

- (1) 審査会には申請者本人が出席し、プレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) 審査委員会による審査の結果、補助対象にならない場合もありますのでご了承ください。
- (3) 補助金交付決定までに事業着手された場合は、補助金のお支払いはできません。
- (4) 補助金の交付決定後に補助金額を増額することはできません。
- (5) 補助金の支払は、請求時に営業を行っていることが前提となるため、閉店した場合は支払われません。
- (6) 外装改修については豊岡市景観計画に定める景観形成基準に適合することとします。
- (7) 申請しようとする事業計画に対し、他から補助金が交付されている場合又は他の補助金を申請している場合は、その補助対象経費を控除して申請ください。

10 申込み・問合せ

- ・豊岡商工会議所 豊岡市大磯町1-79 TEL 0796-22-4456
- ・豊岡市商工会 豊岡市日高町日置65-1 TEL 0796-42-4751

11 問合せ

- ・豊岡市役所 エコバレー推進課 豊岡市中央町2-4 TEL 0796-23-4480

1 2 支援の流れ

事業者	商工会議所・商工会	必要書類
<p>※1 工事契約等</p>	<p>① 交付申請・事業計画相談</p> <p>経営指導</p> <p>②事業申請書・事業計画書等必要書類の提出</p> <p>③プレゼン</p> <p>審査委員会開催</p> <p>決定通知・経営指導</p>	<p>(1) 事業申請書・事業計画書提出時</p> <p>①豊岡市空き店舗等開業支援事業申請書</p> <p>②事業計画書及び収支予算書</p> <p>③過去3年の納税証明書(原本)</p> <p>④店舗賃貸借又は売買に係る見積書(写)</p> <p>⑤店舗の改装および販売促進に係る見積書(写)</p> <p>⑥他団体等に申請した(しようとしている)補助金等申請書類及び交付決定通知(写し)</p> <p>⑦誓約書</p> <p>⑧直近の決算書(2店舗目開業の場合)</p>
<p>開業準備 事業実施は交付決定後、平成30年2月28日(水)までに行うこと(支払等も完了)</p>		
<p>営業開始 ※2</p>	<p>④実績報告 平成30年3月12日(月)まで</p> <p>実績報告の確認・指導</p> <p>⑤補助金請求</p> <p>補助金交付</p>	<p>(2) 実績報告時</p> <p>①実績報告書</p> <p>②開業が分かる書類(開業届写し等)</p> <p>③店舗賃貸借(売買)契約書(写)</p> <p>④請求書及び領収書(写)</p> <p>⑤工事前後写真</p> <p>⑥チラシ等成果物</p> <p>⑦住民票の写し(市外に本店を持つ法人の場合)</p> <p>⑧他団体等に申請した補助金等申請書類及び交付決定通知(写し)(申請時未提出の場合)</p> <p>(3) 補助金請求時</p> <p>①補助金請求書</p>

※1 交付決定書の交付を受ける前に契約や工事等を行った場合は、補助金をお支払いできません。